

## ○住宅・土地資金貸付取扱要領

### 1 目的

この要領は、公益財団法人神奈川県福利協会住宅・土地資金貸付規程第15条の規定を受け、貸付についての取り扱いを定めるものとする。

### 2 提出書類と締切日

貸付けを受けようとする者（以下、「借受人」という。）は、住宅・土地資金借入申請書（様式1号）に必要書類を添付して、共済契約者等を経由して提出するものとする。申請書の締切日は、毎月10日までとする。

### 3 貸付けの審査及び決定

住宅・土地資金借入申請書を受理したときは、貸付運営委員会において審査のうえ貸付けを決定し、住宅・土地資金貸付決定通知書（様式6号）を借受人に通知するものとする。

### 4 確定書類の提出

貸付けの決定を受けた借受人は、速やかに住宅・土地資金貸付規程第9条第2項に定める必要書類の他、預金口座振替依頼書を共済契約者等を経由して提出するものとする。

### 5 貸付金の送金

上記3の必要書類を受理したときは、貸付金を借受人の指定金融機関口座に振込み、併せて共済契約者等に通知するものとする。

### 6 貸付金の償還

借受人は、償還計画表（様式8号）に基づき登録された口座から毎月3日（金融機関休業日は翌営業日）に元利金を自動引落しにより償還するものとする。

### 7 完了報告について

貸付けを受け、その資金対象の事業（新築・購入等）が終了したときは、「完了届」（様式5号）にその完了を証する書類を添付して提出するものとする。

- ・完了を証する書類（写）
- ・登記簿謄本（又は権利書）
- ・業者への支払領収書等